



平成30年7月豪雨による被災者の皆様および関係者の皆様には心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

## 【確定拠出年金】 確定拠出年金制度の省令等改正及び通知発出 (パブリックコメント手続きの結果公示)

平成30年7月24日、「確定拠出年金法施行規則」及び「確定拠出年金運営管理機関に関する命令」等の一部改正、並びに通知「確定拠出年金制度について」及び「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」の一部改正にかかるパブリックコメント手続きの結果が公示されるとともに、改正省令等が公布、改正通知が発出されました。

(パブリックコメント手続き開始のご案内：[平成30年5月14日付SuMi TRUST年金ニュース](#)、[平成30年5月25日付SuMi TRUST年金ニュース](#))

### I. 概要

主な改正内容は以下のとおりです。

- ① 平成28年5月24日に可決・成立した改正確定拠出年金法等のうち、「企業型確定拠出年金の実施事業主による、少なくとも5年ごとの運営管理機関の評価等の実施にかかる努力義務(施行日：平成30年5月1日)」に関して、事業主による評価の実効性を確保するための措置等を規定したものです。

通知「確定拠出年金制度について」においては、具体的な評価項目(選定されている運用商品に関する運営管理機関からの説明項目、運営管理機関の業務運営体制の状況、投資教育等の付随サービスの状況等)を例示しつつ、事業主は、確定拠出年金の実施主体として、問題がある場合には、運営管理機関との対話等を通じて改善につなげていくべきとされています。

- ② 加入者等に対して、より充実した情報提供を可能とするため、現在禁止されている「運営管理機関の営業職員による運用商品の情報提供」等が可能となるよう、運営管理機関が加入者等のために忠実に業務を行うことを確保するための措置(運営管理機関の業務管理態勢の整備等)を規定したものです。

上記改正を踏まえ、厚生労働省が作成する、確定拠出年金Q&Aも改定されております。

各種資料のURLは次ページをご覧ください。

### <省令・通知>

確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令(平成30年7月24日内閣府・厚生労働省令第5号)

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H180724T0040.pdf>

確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令(平成30年7月24日厚生労働省令第89号)

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H180724T0050.pdf>

「確定拠出年金制度について」の一部改正について(平成30年7月24日年発0724第3号)

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T180725T0010.pdf>

「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」の一部改正について(平成30年7月24日年企発0724第1号)

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T180725T0020.pdf>

### <確定拠出年金Q & A>

確定拠出年金Q&A(平成30年7月24日施行)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000337817.pdf>

確定拠出年金Q&A(平成31年7月1日施行)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000337818.pdf>

### <パブリックコメント結果の公示>

確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令案及び確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令案に関する御意見募集(パブリックコメント)の結果について

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495180025&Mode=2>

確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令案及び確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令案に関する御意見募集(パブリックコメント)の結果について

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495180035&Mode=2>

「確定拠出年金制度について」の一部改正案に関する御意見募集(パブリックコメント)の結果について

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495180026&Mode=2>

「事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係)」の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果について

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=225018005&Mode=2>

「確定拠出年金制度について」の一部改正案及び「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」の一部改正案に関する御意見募集(パブリックコメント)の結果について

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495180036&Mode=2>

## II. 施行期日

- 確定拠出年金法施行規則、確定拠出年金運営管理機関に関する命令:平成31年7月1日
- 通知(「確定拠出年金制度について」、「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」)のうち、運営管理機関の評価に係る部分:平成30年7月24日<sup>※</sup>、それ以外の部分:平成31年7月1日

※ 「5年ごとの運営管理機関の評価」は、法施行日である平成30年5月1日から5年以内、平成30年5月1日より後にDCを開始する事業主は、制度開始日から5年以内に評価を行うよう努める必要があるとされています。

以上

本資料は、作成日において弊社が信頼できると判断した情報等に基づいて作成したものであり、その情報の正確性・確実性について保証するものではありません。本資料の内容に関する疑問・不明点がございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいませようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいませようお願い申し上げます。 [担当部署] 三井住友信託銀行株式会社 年金企画部 [電話番号] 03-6256-3581